

第 号  
令和 年 月 日

〒 ー  
大阪市 区

様

大阪市 区長



〒 ー  
大阪市 区  
大阪市 区役所窓口サービス課  
電話

## 印鑑登録の消除通知書

大阪市印鑑条例（昭和 49 年条例第 28 号。以下「条例」といいます。）第 13 条の規定により、  
令和 年 月 日付で印鑑の登録を消除しましたので通知します。

### 【消除した理由】（例）

戸籍の届出による登録を受けている者の氏名変更により、登録印鑑が住民基本台帳に記録されている氏名等で表わされているものでなくなったため、条例第 4 条第 1 号に該当し、条例第 13 条第 3 号に基づき印鑑の登録を消除します。

ご不明な点がありましたら、上記差出人にお問い合わせください。